うるま市告示第１７９号

うるま市畜産共進会補助金交付要綱を次のように定める。

令和８年１０月２７日

うるま市長　中村　正人

うるま市畜産共進会補助金交付要綱

うるま市畜産共進会補助金交付要綱（平成１７年告示第１８４号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この告示は、うるま市畜産共進会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が畜産振興を目的として実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、うるま市畜産共進会補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関して、うるま市補助金等交付規則（平成１７年うるま市規則第４７号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業及び補助対象経費）

第２条　補助対象事業及び補助対象経費は、別表に定めるものとする。

（補助金の交付申請）

第３条　実行委員会は、前条に規定する補助金の交付を受けようとするときは、畜産共進会補助金交付申請書（様式第１号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第４条　市長は、前条に規定する補助金の交付申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、畜産共進会補助金交付決定通知書（様式第２号）により実行委員会に通知するものとする。

２　市長は、前項の交付決定に際して必要な条件を付することができる。

（補助金の変更交付申請等）

第５条　実行委員会は、前条に定める補助金交付決定後、事情の変更により申請額に変更が生じたときは、畜産共進会補助金変更交付申請書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の変更交付申請があったときは、変更した内容を審査の上、変更交付の可否を決定し、畜産共進会補助金変更交付決定通知書(様式第４号)により通知するものとする。

（概算払）

第６条　市長は、必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

２　実行委員会は、補助金の交付を概算払により受けようとするときは、畜産共進会補助金概算払申請書（様式第５号）により申請しなければならない。

（実績報告）

第７条　実行委員会は、補助対象事業の完了後、畜産共進会補助金実績報告書（様式第６号）に次に掲げる関係書類を添えて、事業を実施した年度に属する３月末日までに市長に提出しなければならない。

（１）　収支決算書

（２）　事業実績報告書

（３）　その他市長が必要と認める書類

（額の確定等）

第８条　市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合において、これを審査した上で適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、畜産共進会補助金額確定通知書（様式第７号）により実行委員会に通知するものとする。

（精算払）

第９条　実行委員会は、前条の規定により補助金額の確定通知を受けたときは、畜産共進会補助金精算払請求書（様式第８号）を市長に提出することができる。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第１０条　市長は、実行委員会が次のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　法令又はこの告示の規定若しくは補助金の交付決定に付した条件に違反した場合

（２）　補助金の運用又は執行方法が不当であると認めた場合

（３）　提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があった場合

２　市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、実行委員会に対し、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

（財産の処分の制限）

第１１条　実行委員会は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（関係書類の保存）

第１２条　実行委員会は、補助対象事業の収支を明らかにした帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）を整備し、かつ、これらの証拠書類等を補助事業が完了した年の翌年度から５年間保存しなければならない。

（補則）

第１３条　この告示に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和８年１０月２７日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正後のうるま市畜産共進会補助金交付要綱の規定は、施行日以後に申請されたものについて適用し、施行日前に申請されたものについては、なお従前の例による。

別表（第２条関係）

補助対象事業	対象経費
・うるま市畜産共進会事業 ・中部地区畜産共進会事業 ・沖縄県畜産共進会事業 ・農林水産大臣賞事業 ・全国和牛能力共進会事業 ・研修会事業	引付料、賞品代、審査員報酬、食料費、印刷費、運搬費、消耗品費、備品費、通信費、委託料、旅費、賃借料及び使用料、奨励金

様式第１号（第３条関係）

第　　号
年　　月　　日

うるま市長　　様

（申請者）うるま市畜産共進会実行委員会

畜産共進会補助金交付申請書

うるま市畜産共進会補助金を交付してくださるよう、うるま市畜産共進会補助金交付要綱第３条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　補助金交付申請額　　円
２　事業目的
３　事業内容
事業実施計画　　単位：千円

事　業　の　内　容		予定期間	備考
事業名	事業費		
１			
２			
３			
４			
５			

４　事業完了予定　　年　　月　　日
５　予算書及び事業計画書を添付

様式第２号（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

うるま市畜産共進会実行委員会
様

うるま市長　　印

畜産共進会補助金交付決定通知書

うるま市畜産共進会補助金について、うるま市畜産共進会補助金交付要綱第４条第１項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

記

１　交付金額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

２　交付条件　うるま市補助金等交付規則及び畜産共進会補助金交付要綱を遵守すること。

様式第３号（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

うるま市長　　様

（申請者）うるま市畜産共進会実行委員会

畜産共進会補助金変更交付申請書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定を受けたうるま市畜産共進会補助金について、下記のとおり変更したいので、うるま市畜産共進会補助金交付要綱第５条第１項の規定により申請します。

記

１　変更内容

２　変更理由

様式第４号（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

うるま市畜産共進会実行委員会
様

うるま市長　　印

畜産共進会補助金変更交付決定通知書

年　　月　　日付け　　第　　号で変更申請のあったうるま市畜産共進会補助金について、うるま市畜産共進会補助金交付要綱第５条第２項の規定により承認します。

記

１　変更後交付決定額　　金　　円

２　既交付決定額　　金　　円

３　差引変更額　　金　　円

※　交付条件　うるま市補助金等交付規則及びうるま市畜産共進会補助金交付要綱を遵守すること。
※　交付請求の場合は、畜産共進会補助金変更交付決定通知書(写し)を添付すること。

様式第５号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

うるま市長　　様

（申請者）うるま市畜産共進会実行委員会

畜産共進会補助金概算払申請書

　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定通知のあったうるま市畜産共進会補助金について、うるま市畜産共進会補助金交付要綱第６条第２項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1　概算払請求額　　円

2　補助対象事業　　単位：千円

事業名	事業費	既受取額	今回請求額	残高	事業時期
合　計					

様式第６号（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

うるま市長　　様

（申請者）うるま市畜産共進会実行委員会

畜産共進会補助金実績報告書

　　年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付決定通知のあった補助対象事業を下記のとおり実施したので、うるま市畜産共進会補助金交付要綱第７条の規定により、その実績を報告します。

記

１　事業目的
２　事業内容

単位：千円

事業の内容		期間	備考
事業名	事業費		
１			
２			
３			
４			
５			
合　　計			

３　事業完了　　年　　月　　日
４　うるま市畜産共進会補助金交付要綱第７条各号に掲げる書類を添付すること。

様式第７号（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

うるま市畜産共進会実行委員会
様

うるま市長　　印

畜産共進会補助金額確定通知書

年　　月　　日付け　　第　　号で実績報告のあったうるま市畜産共進会補助金について、うるま市畜産共進会補助金交付要綱第８条の規定により、下記のとおり確定します。

記

補助金額　　円

様式第８号（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

うるま市長　　様

（申請者）うるま市畜産共進会実行委員会

畜産共進会補助金精算払請求書

　　年　　月　　日付け　　第　　号で確定通知のあったうるま市畜産共進会補助金について、うるま市畜産共進会補助金交付要綱第９条の規定により、下記のとおり請求します。

１　補助金確定額　　円
２　概算払済額　　円
３　精算払請求書　　円

記

口　座　振　込　依　頼	
金融機関名及び支店名	
預金の種類	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	